

有料老人ホーム立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第13項の規定により、千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針(平成13年3月1日施行、令和3年9月1日一部改正)別表に掲げる施設の事業、サービスの実態、会計経理の状況を実地に検査し、もって有料老人ホームの充実した介護体制、適正な施設運営を確保する。

(立入検査の範囲)

第2条 立入検査の範囲は、老人福祉法第29条第13項に規定する報告の徴収及び検査とする。

(立入検査の所管区域)

第3条 健康福祉センター(以下「センター」という。)は、所管区域内に設置されている有料老人ホームを所管する。

ただし、我孫子市及び東庄町が所管する有料老人ホームを除く。

(立入検査事項)

第4条 立入検査は、次の事項について行うものとする。

- 一 施設の管理・運営状況
- 二 居室の状況
- 三 職員の配置状況
- 四 介護サービスの実施状況及びその記録の作成・保存の状況
- 五 運営懇談会の開催状況
- 六 情報開示の状況
- 七 前回の立入検査に基づく指示事項の改善状況
- 八 その他必要と認められる事項

(実施計画の作成)

第5条 立入検査は、原則として別表により実施するものとし、実施計画を毎年度当初に各センターで作成する。

- 2 当該年度の立入検査の結果、文書による是正又は改善を要する事項としての指摘があり、引き続き立入検査を実施する必要があると認めるときは、翌年度においてもこれを行うことができる。

(実施方法)

第6条 立入検査を行うときは、あらかじめ当該施設に対し、立入検査日時、立入検査職員の職氏名を通知するとともに、立入検査調書(別紙様式1)を

- 送付する。
- 2 当該施設は、立入検査調書を作成し、立入検査日の2週間前までに所轄のセンターへ提出する。
 - 3 立入検査は、原則として当該施設若しくは介護等受託者の事務所等において、当該施設の責任者立会のもとに行う。
 - 4 立入検査は、県職員2名以上で行う。
 - 5 県職員は、有料老人ホーム検査員の証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

(検査結果の措置)

- 第7条 立入検査担当職員は、検査後速やかに検査結果をセンター長に復命するものとする。
- 2 立入検査の結果、改善を要する事項があるときは、当該施設に対し、当該改善すべき事項を通知するとともに、その改善状況について改善状況報告書(別紙様式2)により報告を求めるほか、必要に応じて、その状況を確認する等の措置を講ずるものとする。

(検査台帳)

- 第8条 センターは、過去の検査結果及び改善状況等を把握し、効果的な指導を行うため、有料老人ホーム検査台帳(別紙様式3)を作成し、検査終了後必要な事項を記入し、整備しておくものとする。

(立入検査結果の報告)

- 第9条 センターは、有料老人ホームに対して立入検査結果を通知した場合は、原則として通知した日の属する月の翌月末までに、本庁へ通知するものとする。
- また、有料老人ホームから第7条第2項による改善報告があった場合は、その内容を審査し、改善結果を付してできるだけ速やかに本庁へ通知するものとする。

附 則

- この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
この要綱は、平成10年10月30日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年6月1日から施行する。
この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成18年 6月20日から施行する。
この要綱は、平成26年 5月 7日から施行する。
この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。
この要綱は、平成30年 5月 1日から施行する。
この要綱は、令和 3年 9月 1日から施行する。

別 表

施設類型	立入検査
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	2年に1回
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護)	
住宅型有料老人ホーム	
有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているもの	
健康型有料老人ホーム	3年に1回